

学校いじめ防止基本方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」ものであること、そして、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に 在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法 第2条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

- ア 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- イ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ウ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- エ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- オ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

※「いじめの問題に関する総合的な取組について」（平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議(報告)）より

(2) 本校の現状と課題

ア 現状

- ① 県外を含む広い地域からの生徒で構成されている。
- ② 集団に溶け込めず、不登校生徒や孤立がちな生徒も少なからずいる。
- ③ 携帯電話（スマートフォンを含む）の所持率が約90%を占める。
- ④ 協力や連携を得にくい家庭がある。

イ 課題

- ① どんなことが「いじめ」になるかということを生徒に理解させること。
- ② 不登校生徒や孤立がちな生徒の理解と教師との関係をつくること。
- ③ 携帯電話（スマートフォン）の指導と情報モラル教育。

このような現状と課題を踏まえつつ、生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、いじめの問題に取り組むための体制を定め、いじめの未然防止、早期発見を図り、いじめを認知した場合は迅速且つ適切に対応できるよう、次のように取り組む。

(3) いじめへの対応

ア いじめの問題に取り組むための組織

いじめの未然防止、早期発見、即時対応のために「いじめ対策委員会」を設置する。

○ 構成員

- ・ 校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学年担当、教育相談担当 等
※ 必要に応じて、外部の専門的知識・経験を有する者 等

○ 役割

- ・ 本校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ 発見されたいじめ事案（重大な事案を含む）への対応
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・ 本校のいじめ防止基本方針の見直し

※ 重大な事案については、経営管理部学術振興課に報告し、連携して対応

イ 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

○ 具体的な対応策

- ① 生徒指導の機能を生かした分かる授業を展開する。（自己決定の場や自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する）
- ② 規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ③ 自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。
- ④ いじめ防止の啓発に向け、標語やポスター掲示等、生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。
- ⑤ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。
- ⑥ ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに専門家による講習会も取り入れ計画的に進める。

ウ 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

○ 具体的な対応策

- ① 朝のS.T時、生徒の様子や視線を意識し、気になれば声かけや面談を行う。
- ② 休み時間や放課後に、担当を決めて巡回する。特に、いじめ被害の心配がある生徒の周囲には、十分配慮する。
- ③ クラスの生徒に、孤立ぎみの生徒や嫌な思いをしている生徒がいないか定期的に聞く。
- ④ 学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から情報を収集し、教職員間でその共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ⑤ アンケート調査（いじめ調査）を定期的に行い、早期発見に努めるとともに、調査に基づいた初期対応を即時に行う。
- ⑥ 保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ相談窓口」を周知する。

エ 早期対応

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒の迅速な安全確保を最優先し、関係生徒に対する事情確認並びに適切な指導等、組織的な対応で早期解消に取り組む。

また、事案によっては、家庭や経営管理部学術振興課、関係機関と連携する。

○ 具体的な対応策

- ① いじめを行う生徒に対しては、毅然とした対応を行い、いじめられる生徒に対しては、本人の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。
- ② 聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握（正確かつ迅速に）を行い、いじめの原因や背景を把握する。
- ③ 教職員の緊密な情報交換や共通理解及び指導方針の明確化を図り、チームによる対応を行う。（指導経過を時系列でまとめて記録）
- ④ 学術振興課へ連絡する。（必要に応じ児童相談所、警察署等へ）
- ⑤ 被害生徒、加害生徒の保護者へ学校が把握した事実及び対応策等について報告する。（全容把握に時間がかかる場合は、途中経過について適時報告）
- ⑥ ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、警察と連携して対応する。

オ 再発防止

同じ生徒が被害者となるいじめが再発、さらには、いじめの加害者と被害者が入れ替わったり、いじめの対象が変わったりしていじめが継続することを防ぐ。

○ 具体的な対応策

- ① 校長をはじめ教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行う。
- ② お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ③ ホームルーム活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- ④ 生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な指導を行う。
- ⑥ 生徒の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

カ 地域や家庭との連携

生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

○ 具体的な対応策

- ① 本校のいじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得るよう努める。
- ② 家庭訪問や学年・学級だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ③ いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。
- ④ PTAや学校評議員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
(PTA総会、学級懇談会、学校評議員会等)
- ⑤ スマートフォンや携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深め、情報機器の使用やネットの利用における約束、ルール作りについての啓発活動を行う。

(4) 年間計画

いじめ防止に向けた取組						
	月	学校行事	生徒会活動	早期発見の取組	早期対応の取組	PDCA（備考）
前期	4月	オリエンテーション いじめ防止会議 (第1回定例会)	携帯・スマホマナーの徹底を呼びかけ	年度はじめアンケート①		
	5月	面接週間	いじめ防止標語の募集		アンケート結果に基づく取組	
	6月		さわやか運動 ※校内放送、校門での呼びかけ		カウンセリング研修会	
	7月	個別懇談会		前期アンケート② 個別懇談会での情報収集	カウンセリング研修会	授業で情報モラル指導
	8月			家庭訪問での情報収集	アンケート結果に基づく取組	
	9月	前期の評価 面接週間				前期の見直し
後期	10月	いじめ防止会議 (第2回定例会)	さわやか運動 ※講話、ポスターによる啓発			
	11月				カウンセリング研修会	
	12月	いじめ防止会議 (第3回定例会)		後期アンケート③	カウンセリング研修会	
	1月				アンケート結果に基づく取組	後期の見直し
	2月				(防止週間) ※校内放送、 校門での呼びかけ	
	3月	学年末の評価				
年間を通した取組み	・定例第1回～ ・緊急時には随時対処		・年3回実施	・スクールカウンセラーとの情報交換		

(5) いじめが起こったときの組織的な対応

